

北海道における子どもの居場所への支援に係る  
連携・協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と株式会社明治 北日本支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、北海道における子どもの居場所への支援を行うことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）子ども食堂などの子どもの居場所に係る情報提供、広報、周知、啓発等に関すること。
- （2）子ども食堂などの子どもの居場所に対する支援に関すること。
- （3）その他、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年（2022年）3月31日までとする。但し、期間の満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

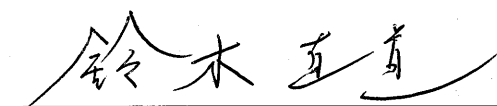
（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を二通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名のうえ、各自その一通を保有するものとする。

令和3年5月27日

甲：北海道  
北海道知事



乙：株式会社明治 北日本支社  
北日本支社長

